あるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

δ１　直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数のうちのトンネル延長として総務大臣が通知した数を直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この表において「トンネル延長比率」という。）を0.258（トンネル延長比率の全国平均）で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が2.000を超える道県にあつては1.6、その他の道県にあつては1.0

δ２　直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数のうちの橋りょう延長として総務大臣が通知した数を直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この表において「橋りょう延長比率」という。）を0.106（橋りょう延長比率の全国平均）で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が2.000を超える道県にあつては1.6、その他の道県にあつては1.0

［略］

十一　港湾費	漁港における外郭施設の延長	算式	0.706 ＋ 0.294 × A × ｛（B ／ 0.105）× 0.9 ＋ 0.1｝× 13.128
		［略］	
十二　高等学校費	生徒数	算式	｛（A ／ 1.744）× 0.8 ＋（B ／ 17.280）× 0.2｝× 0.43961
		［略］	
四　地域振興費	人口	算式	A × 0.245 ＋ B × 0.098 ＋ C
		［略］	

あるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

δ１　直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数のうちのトンネル延長として総務大臣が通知した数を直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この表において「トンネル延長比率」という。）を0.257（トンネル延長比率の全国平均）で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が2.000を超える道県にあつては1.6、その他の道県にあつては1.0

δ２　直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数のうちの橋りょう延長として総務大臣が通知した数を直轄高速道路未供用延長及び実延長の合計数で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この表において「橋りょう延長比率」という。）を0.105（橋りょう延長比率の全国平均）で除して得た数（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が2.000を超える道県にあつては1.6、その他の道県にあつては1.0

［同左］

十一　港湾費	漁港における外郭施設の延長	算式	0.704 ＋ 0.296 × A × ｛（B ／ 0.105）× 0.9 ＋ 0.1｝× 13.168
		［同左］	
十二　高等学校費	生徒数	算式	｛（A ／ 1.798）× 0.8 ＋（B ／ 16.994）× 0.2｝× 0.45652
		［同左］	
四　地域振興費	人口	算式	A × 0.246 ＋ B × 0.099 ＋ C
		［同左］	